

令和8年7月診療分まで

【70歳未満の方】

平成27年4月診療分から適用

区分	標準報酬月額	自己負担限度額		
		高額療養費	付加給付	
ア	83万円以上	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%	140,100円	
		<多数該当:140,100円>		
イ	53万円～79万円	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%	93,000円	
		<多数該当:93,000円>		
ウ	28万円～50万円	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%	44,400円	
		<多数該当:44,400円>		
エ	26万円以下	57,600円		
		<多数該当:44,400円>		
オ	低所得者	35,400円		
		<多数該当:24,600円>		

※ 多数該当とは、直近12ヶ月間に高額療養費が支給された月が3ヶ月以上になった場合は、4ヶ月目からの自己負担額が軽減されます。

※ 低所得者とは、市区町村民税の非課税者、生活保護法の被保護者等をいいます。

※「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での区分となります。

※ 付加給付の還付対象となる自己負担額は、

《100円未満切捨て》

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ・標準報酬月額83万円以上の方 | ⇒ 保険適用の自己負担額が140,200円以上の場合 |
| ・標準報酬月額53万円～79万円の方 | ⇒ 保険適用の自己負担額が 93,100円以上の場合 |
| ・標準報酬月額28万円～50万円の方 | ⇒ 保険適用の自己負担額が 44,500円以上の場合 |
| ・標準報酬月額26万円以下の方 | ⇒ 保険適用の自己負担額が 44,500円以上の場合 |

【70歳以上75歳未満の方】

平成30年8月診療分から適用

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額		
		外来・個人単位	入院・世帯単位	付加給付
現役並みⅢ	83万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】		140,100円
現役並みⅡ	53万円～79万円	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】		93,000円
現役並みⅠ	28万円～50万円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】		44,400円
一般	26万円以下	18,000円 【年間 ※1) 上限144,000円】	57,600円 【多数該当44,400円】	
低所得者	低所得者Ⅱ ※2)	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ ※3)		15,000円	

※1 前年8月1日から7月31日までの1年間です。

※2 低所得者Ⅱ：被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※3 低所得者Ⅰ：被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です

* 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税であっても現役並み所得者となります。

*付加給付の算出により端数が生じた場合は、100円未満切り捨てとなります。

* 多数該当とは、直近12ヶ月間に3ヶ月以上高額療養費に該当した場合の4ヶ月目以降の金額です。